

経営者のための やさしい企業年金教室

平成25年6月18日

7時限目：「確定拠出年金と給与振替制度 その2」

前回の6時限目では給与振替制度の仕組みについて解説しました。7時限目では給与振替制度のメリットと留意点を中心に解説します。

給与振替制度は、給与規程を変更して「セカンドライフ手当」といった手当を創設し、その手当を確定拠出年金（DC）の掛金とするかどうかを従業員が選択するものです。現金給与が減るのは困るという従業員は、「セカンドライフ手当」を全額現金で受け取ることができますので、従業員の理解を得やすい制度です。また、セカンドライフをより充実したものとするため、こつこつと貯蓄に励んでいる従業員にとっては、大きなメリットとな

ります。

給与振替制度のメリットと留意点は下表のとおりですが、それ以外にも①確定拠出年金（DC）には拠出限度額があること（他の企業年金制度がない場合：51,000円、他の企業年金制度がある場合：25,500円）、②厚生年金の加入事業所であること、③従業員の同意が必要、などの留意点もあります。役員の加入も認められ、役員のDC掛金も全額損金算入が可能ですので、役員退職慰労金の準備にも利用できます。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会）葉山 俊夫

<給与振替制度のメリットと留意点>

	企業にとって	従業員にとって
メリット	<ul style="list-style-type: none">●企業の追加負担なしで退職金制度の導入や充実ができる●現金給与が減少した分、社会保険料負担が軽減できる	<ul style="list-style-type: none">●運用益に所得税や住民税がかからないので、自分で運用するよりも有利●給与の一部を掛金に振り替えると、社会保険料や所得税・住民税が軽減できる●60歳以降、年金として受け取ると公的年金等控除が、一時金として受け取ると退職所得控除が適用され、税制上の優遇措置が使える
留意事項	<ul style="list-style-type: none">●確定拠出年金（DC）の運営費用が掛かる●従業員の投資教育が必要●DC掛金も時間外手当の対象とする	<ul style="list-style-type: none">●将来受け取る厚生年金額が減少する（一般的にはメリットの方が大きい）●60歳以降でないと受け取れない

注：2013年4月1日現在の税法等に基づき作成しています。